

環境保全と快適な生活のために

合併処理浄化槽

浄化槽市町村整備推進事業



岩手県西和賀町

§ 1 今、なぜ生活排水処理が必要か

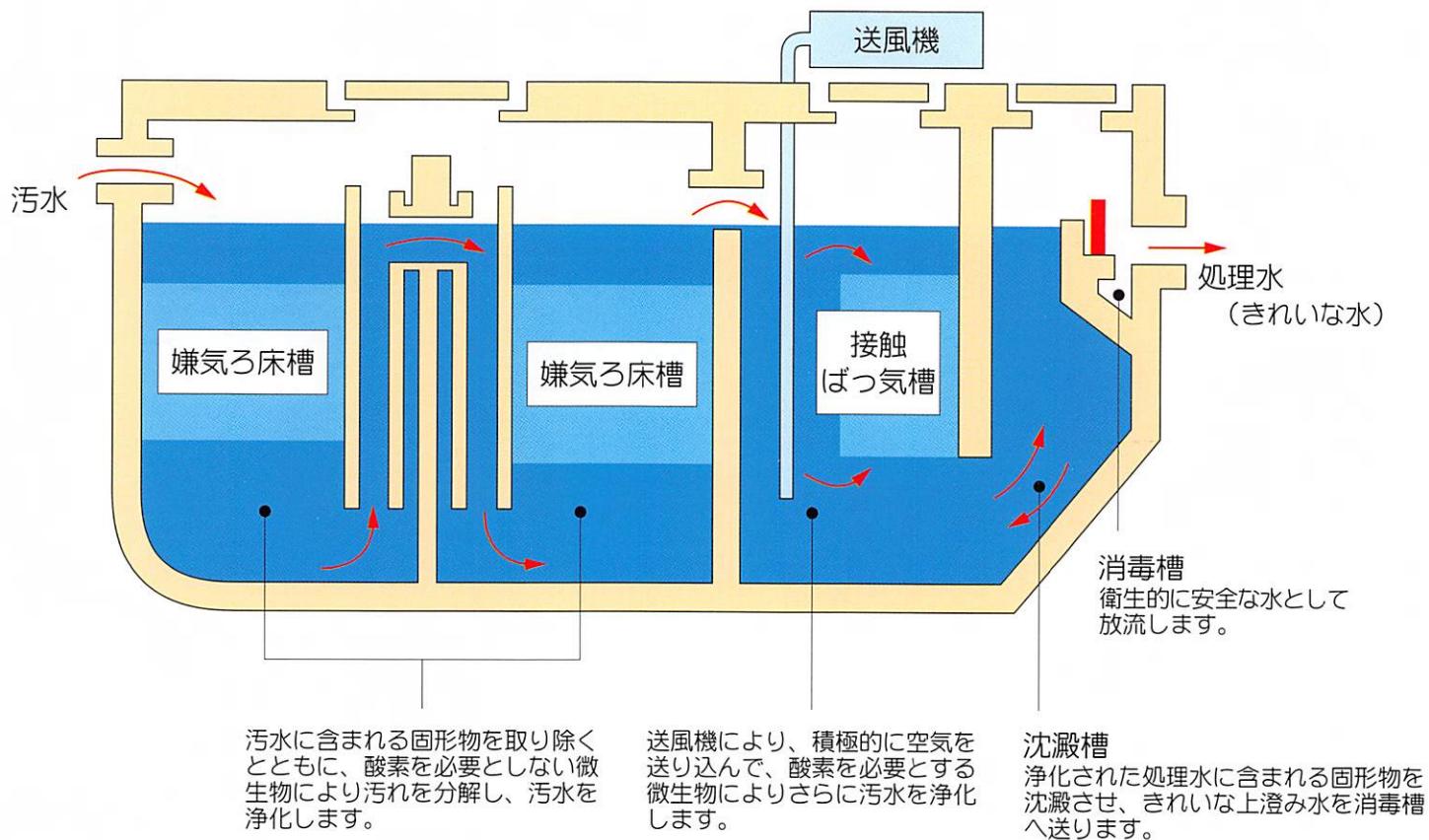
西和賀町では、自然環境の保全と快適な生活の実現に向けて、公共下水道事業と同時に生活排水とし尿を合わせて処理できる「合併処理浄化槽」の整備を進めております。

現在、町内の多くの家庭から、ほとんど処理されないままの生活排水が河川や農業用水路に流れ出しており、水辺の自然環境に毎日ダメージを与え続けています。美しい自然を子や孫の代まで残し、豊かで快適な暮らしを実現するためにも環境保全に取り組んでいく必要があります。

山間地域などで住宅が散在している場合は、公共下水道や農業集落排水事業の集合処理よりも合併処理浄化槽で個別に対応した方が合理的で実状に合っています。町では平成15年度から浄化槽市町村整備推進事業により合併処理浄化槽の普及促進に努め、河川などの水質向上に取り組んでいます。

日常、台所から何気なく流される食べ物の残りかす。実は、この汚れは大変なものと理解してください。もし、みそ汁1杯分(200ml)をそのまま流したら、魚が住める程度の水質にするには、風呂桶4.7杯分の水道水で希釈する必要があります。

家庭で高度な汚水処理
合併浄化槽は個人下水道です



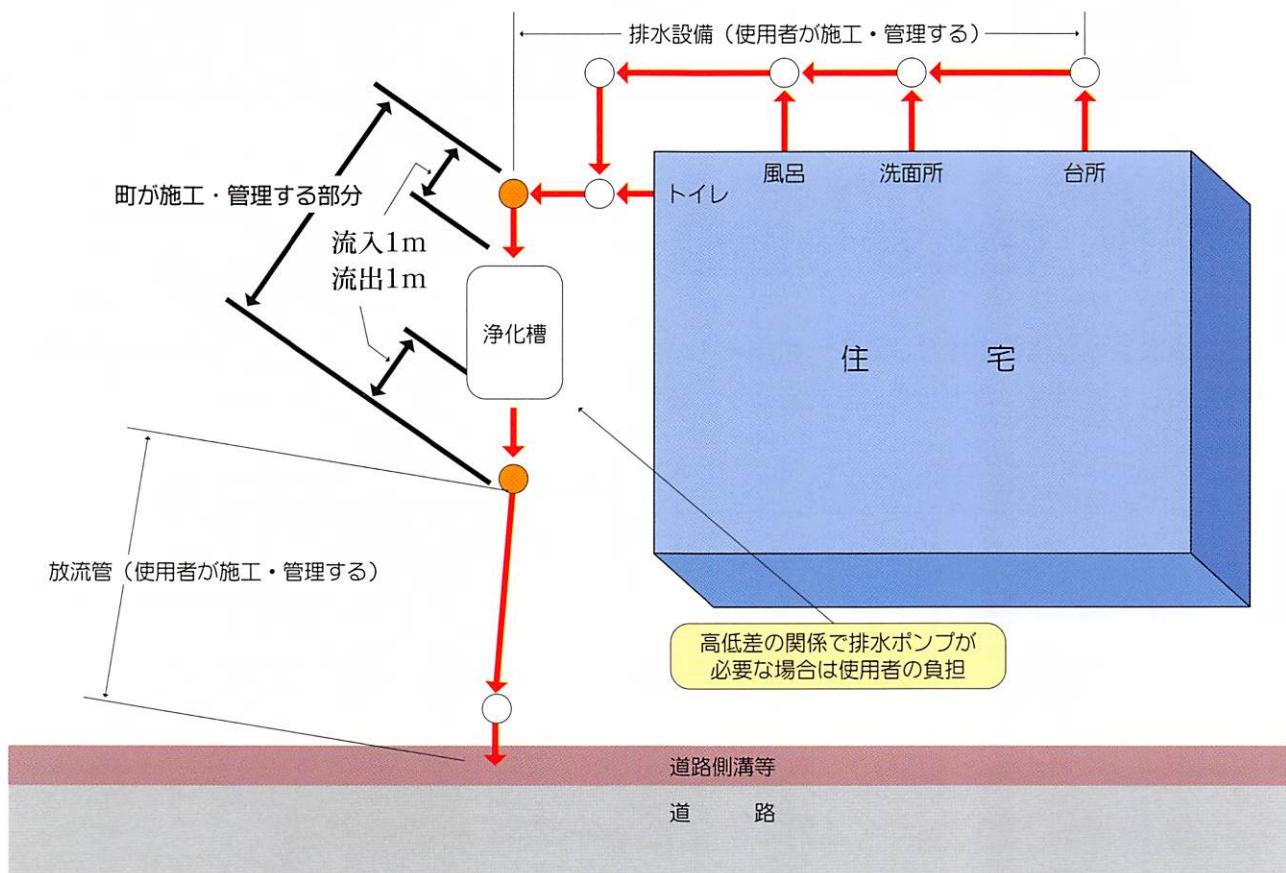
§ 2 淨化槽市町村整備推進事業

合併処理浄化槽は個人のお宅ごとに設置するものですが、西和賀町では浄化槽の設置から維持管理までを町が事業主体となって行なう「町設置型」の方法をとりますので、個人負担も少なく安心して設置いただけます。

この事業は、公共下水道・農業集落排水の処理区域を除く全町が対象となります。

§ 3 施工及び管理の区分

浄化槽本体とその流入・流出、各1mまでの排水管を町で設置します。それ以外の排水設備と放流管は使用者が施工してください。維持管理も同様の区分となります。



浄化槽本体を保護するために、浄化槽底部及び上部に鉄筋コンクリートスラブを設置し、鉄筋コンクリートの支柱で支えておりますので、小型トラックが載っても大丈夫です。

§ 4 淨化槽の人槽

一般住宅用の合併処理浄化槽は、処理能力によって5人槽、7人槽、10人槽に区分されていて、原則的には住宅の延床面積によって人槽が決まります。

一般住宅の浄化槽人槽算定

住 宅 延 床 面 積	人 槽	一 日 当 り 処 理 水 量
130m ² まで	5人槽	1.0t
130m ² を超えるもの	7人槽	1.4t
2世帯住宅 (浴室及び台所が2つあり、実際に独立した生活をしている住宅)	10人槽	2.0t

一般住宅以外は？

店舗などの事業所、アパートなどの共同住宅は、処理人員算定方法が一般住宅とは異なりますので、お問い合わせ下さい。

§ 5 受益者分担金

町で設置する浄化槽本体及び流入・流出各1mまでの排水管の設置工事のうち、下記金額を受益者分担金として使用者に負担していただきます。残りの費用は国、県、町が負担します。

人 槽 区 分	分 担 金 の 額
5人槽	88,200円
6～7人槽	110,400円
8～10人槽	149,500円
11人槽以上	別に定めます

(分担金には消費税及び地方消費税が加算されています)

合併処理浄化槽設置時に受益者分担金以外に必要な経費

○排水設備及び放流管の設置工事費

家庭から出る汚水を合併処理浄化槽に流すまでの排水設備工事と、浴室、台所、トイレの改造費。

○放流ポンプが必要な場合の設置費

放流先が浄化槽の流出口より高くなる場合の放流ポンプ。

○支障物件の撤去、移転、復旧にかかる費用

庭木、塀、庭石、水道管等の撤去・移転や、コンクリート等の復旧にかかる費用。

§ 6 淨化槽使用料

浄化槽の設置後は、年4回の保守点検や消毒薬品の補充、汚泥の引き抜き、清掃、法定点検など、法律で義務づけられた維持管理を町が行ないます。それらにかかる費用を浄化槽使用料として下記のとおり毎月納めていただきます。

R1年10月改定

人 槽 区 分	浄化槽使用料（月額）
5人槽	4,536円 4,620円
6～7人槽	4,860円 4,950円
8～10人槽	5,076円 5,170円
11人槽以上	その都度協議して定めます

(使用料には消費税及び地方消費税が加算されています)

合併処理浄化槽設置後に使用料以外に必要な経費

- 使用者の都合で浄化槽を移動、撤去する場合の費用。
- 使用者の責任で浄化槽に修繕の必要が生じた場合の費用。
- 排水ポンプの修理、交換が必要となったときの費用。
- プロアーの稼動にかかる電気料（月約1,000円）。
- 浄化槽清掃の際の水道料。

既に個人で合併処理浄化槽を設置している方でも、維持管理を町に委託することができます。（寄付採納行為）

水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

水洗便所への改造を行なう方への経済的負担をなるべく少なくするために、資金の融資あっせん及び利子補給を行ないます。融資を希望される方は、工事着手前に申請していただくことになります。

- ▶ 融資機関 北上信用金庫西和賀支店、西和賀農協。
- ▶ 融資条件 町税を滞納していないこと。受益者分担金の納付確認書を提出すること。
- ▶ 融資限度額 住宅1戸あたり100万円となります。融資は万円単位とし、千円未満は切り捨てです。
- ▶ 償還方法 融資を受けた翌月から60回（5年）以内で毎月返済します。町では貸付基準金利の年4%を限度として、その1.5%を差し引いた分の利子を補給します。
- ▶ 申込方法 排水設備工事を行なうときは町に申し込みをしてください。

設置申し込みから工事完成・使用開始まで

設置申し込みを受けてから、実際に工事にとりかかるまでには、いくつかの過程がありますが、基本的には町が事業主体となり責任をもって手続きや工事を進めていきます。設置申し込みから、使用を開始できるまでの手続きは次のとおりです。

①設置申し込み(申請者→町)

設置希望者は、町に申請書を提出してください。

～申請書に必要な添付書類～

- ・浄化槽を設置する土地にかかる建築物の配置図及び排水設備を設ける建築物の平面図

②設置場所の調査(町で行ないます)

③工事計画書の作成・提示 (町→申請者)

④工事計画承諾書の提出(申請者→町)

⑤浄化槽設置工事実施(施工業者)

町が発注した業者により浄化槽の設置工事が行なわれます。申請者は、トイレの改造、浄化槽まで接続する業者を選び、工事を依頼してください。



⑥浄化槽設置完了通知(町→申請者)

⑦受益者分担金の納付・使用開始届の提出(申請者→町)

使用者には、町から送付される納付書により分担金を納付していただきます。分担金は一括払いとなります。排水設備工事まで完了し、浄化槽の使用を開始したら使用開始届を町に提出していただきます。

⑧浄化槽使用料納付(使用者)

その他：維持管理

町で委託した専門業者が、浄化槽の保守点検・清掃・法定点検等のために定期的に使用者宅にお伺いします。